

2022年5月税務ニュース

1. 2022年における納税延長

2022年5月28日、政府が2022年における付加価値税（VAT）及び法人所得税（CIT）、個人所得税（PIT）、土地レンタル料の納付延長について規定する政令第34/2022/ND-CP号を発行した。主な内容は、以下の通りである。

➤ 適用対象

政令第52/2021/ND-CP号第2条に規定されている全ての納税者に対して、2021年のVAT、CIT/PIT及び土地レンタル料の納付延長の適用を提案した。

➤ 延長期間

○VAT：

期	規定上の期限	新期限 (延長後)
2022年3月	2022年4月20日	2022年10月20日
2022年4月	2022年5月20日	2022年11月20日
2022年5月	2022年6月20日	2022年12月20日
2022年6月	2022年7月20日	2022年12月20日
2022年7月	2022年8月20日	2022年12月20日
2022年8月	2022年9月20日	2022年12月20日
第1四半期	2022年4月30日	2022年10月30日
第2四半期	2022年7月31日	2022年12月31日

○CIT 予定納税：2022年第1四半期、第2四半期予定納税の3か月延長

期	規定上の期限	新期限 (延長後)
第1四半期	2022年4月30日	2022年7月30日
第2四半期	2022年7月31日	2022年10月31日

○2022年に発生する個人事業主のVAT、CIT：2022年12月30日まで延長

○2022年に発生する土地レンタル料：納付金額の50%を対象に6ヶ月延長（2022年5月31日から2022年11月30日となる）。

本政令は、2022年5月28日から2022年12月31日まで有効となる。

2. 預金利息に対する法人所得税の優遇税制（ハイフォン市税務当局から発行された2022年3月22日付のオフィシャルレター第709/CTHPH-TTHT号）

法人所得税の優遇税制が適用されている法人が、資金を金融機関の預金口座に預ける場合、該当金融機関の所在地が優遇地域とそうでない地域とは関係なく、発生した利息は優遇税制の適用対象にならない。当該会社は、優遇税制が適用される生産活動、経営活動と適用されない経営活動に対して、別々に申告、納税しなければならない。また、優遇税制が適用されない利息は、通達第78/2014/TT-BTC号第7条7項に規定される原則に従い、優遇対象でない支払利息とのみ相殺が可能である。

3. 労働契約書終了時の従業員報酬に対する個人所得税（ホーチミン市税務当局から発行された2022年3月21日付のオフィシャルレター第2211/CTTPHCM-TTHT号）

当該会社は、労働契約書終了時に個人所得税の課税対象となる従業員への未払給与、賞与、手当を支給する場合、支給日に基づき下記の通り取り扱うものとする。

- 支払日付が労働契約書終了時点前である場合、課税所得に上記の支給額を加算して、累進税率にて個人所得税を計算する。
- 支払日付が労働契約書終了時点以降であり、従業員がすでに退職している場合、VND 2,000,000 /回を超過する支給額に対して、税率10%で源泉徴収し支給するものとする。

4. 裾野産業の製品製造プロジェクトに対する法人所得税の優遇税制（バクニン省税務当局から発行された2022年4月7日付のオフィシャルレター第1094/CTBNI-TTHT号）

SPICA ELASTIC VIETNAM CO., LTD は、裾野産業優先製品一覧に属する製品の製造プロジェクトを保有している。当該プロジェクトは2015年1月1日以前に実施し、税法第71/2014/QH13号に規定されている裾野産業製品製造プロジェクトの条件をすべて満たし、かつ2022年3月10日に工商省から優先製品認可書第1201/GXN-BCT号が交付された。当該会社には、以下の通り法人所得税（CIT）の優遇税制が適用される。

- 裾野産業製品製造プロジェクトを保有しているが、当該プロジェクトからの収入に対して優遇税制が適用されていない場合、所轄機関より優先製品認可書が交付された課税期間から、裾野産業製品製造プロジェクト向けの優遇税制（優遇税率及び免税期間、減税期間を含む）を適用することができる。
- 裾野産業製品製造プロジェクトを保有しているが、当該プロジェクトからの収入が別の優遇税制（裾野産業製品製造プロジェクト向けの優遇税制以外）の適用を受けている、或いは過去に適用を受けていた場合、所轄機関から優先製品認可書が交付された課税期間から、残りの期間に対して、裾野産業製品製造プロジェク

ト向けの優遇税制（優遇税率及び免税期間、減税期間を含む）を適用することができる。